

令和 7 年 8 月

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび令和 7 年 7 月 31 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0731 第 2 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）が改正され、令和 7 年 8 月 1 日より適用されることとなりました。
取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

（ 記 ）

■ 新規収載項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D023 微生物核酸同定・定量検査				
19	エムボックスウイルス核酸検出	700	微生物 150	※

※(40)エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。

以上